

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という。）に基づく改善命令を発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

(1) 概要

本件は、条例附則第10項に基づきみなし許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例で定める保管基準の違反について、これまで再三に渡り改善指導を行いました。なお改善されない違反があるため、条例第14条第2項に基づき改善命令を発出したものです。

(2) 命令内容

条例第7条第1項本文に定める保管基準に違反して保管されている再生資源物の保管方法を保管基準に適合するよう改善すること。

(3) 命令発出日

令和5年3月23日（木）

(4) 履行期限

令和5年4月13日（木）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

(1) 設置者

千葉県四街道市鹿放ヶ丘^{ろっぼうが おか}397番3 中和貿易株式会社 代表取締役 林^{りん} 衛立^{えいり}

(2) 設置場所

千葉市若葉区多部田町464番1他12筆

(3) 許可年月日

令和3年11月1日みなし許可

3 違反条項

(1) 条例第7条第1項第1号イ

屋外保管の場所の周囲に囲いを設けることなく、場内通路上などに乱雑に再生資源物を保管。

(2) 条例第7条第1項第1号ウ

必要な事項を表示した掲示板が設けられていない。

(3) 条例第7条第1項第3号

火災発生・延焼予防措置として規則で定める面積（200m²）を超過。



令和5年1月12日



令和5年2月28日

4 これまでの主な指導経過

令和4年	3月24日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付。
	8月3日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付。(2回目)
	12月16日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付。(3回目)
令和5年	1月13日	設置者に条例に基づく改善勧告文書を送付。
	2月3日	設置者に条例に基づく改善勧告文書を送付。(2回目)
	3月6日	設置者に千葉市行政手続条例に基づく弁明の機会付与通知書を送付。

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。

6 騒音および違反建築物への対応について

場内での作業に伴う騒音については、「千葉市環境保全条例」に基づき、必要な改善措置を行うよう厳しく指導しています。

また、令和5年2月28日に「都市計画法第81条第1項に基づく監督処分」として、違反建築物を除却等するよう命令しています。

(環境保全条例について)

環境局環境保全部環境規制課 電話 245-5193

(都市計画法について)

都市局建築部建築指導課 電話 245-5834